

かすみ建設業協同組合殿

〇〇労働局
労働保険特別会計歳入徴収官

免除対象第2種特別加入者通知書

平成23年7月5日付で申請のあった第2種特別加入保険料の免除については、以下の者について、右欄の年月から免除対象期間が開始したことを通知します。

ただし、最終的な免除対象期間は平成23年度確定保険料の申告と併せて決定することとなり、最長で平成24年2月までとなります。

(注1) 平成24年2月までの間に免除該当理由が消滅したときは、第2種特別加入者免除対象期間終了届を提出してください。

(注2) 最終的な免除額は、確定保険料の申告と併せて精算の上、決定することとなりますので、被害の態様が①の場合は毎月の事業所得の額を、②の場合は損害が回復した時期を控えておくようお願いします。

氏名	家族従事者等氏名	被害の態様	免除対象該当年月
厚生 太郎	厚生 二郎	①事業所得が2分の1未満 ②事業資産の50%以上損害	平成23年4月から
労災 六郎		①事業所得が2分の1未満 ②事業資産の50%以上損害	平成23年3月から
		①事業所得が2分の1未満 ②事業資産の50%以上損害	平成 年 月から
		①事業所得が2分の1未満 ②事業資産の50%以上損害	平成 年 月から
		①事業所得が2分の1未満 ②事業資産の50%以上損害	平成 年 月から

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。
- この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。
- ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、決定の取消訴訟は、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（判決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

平成23年 8月 1日

かすみ建設業協同組合 殿

〇〇労働局
労働保険特別会計歳入徴収官

免除不該当第2種特別加入者通知書

平成23年 7月 5日付で申請のあった第2種特別加入保険料の免除については、以下の者について、下記右欄の理由により要件に該当せず、免除不該当となったことを通知します。

記

氏名	家族従事者等の氏名	理由
労働 三郎	労働 四郎 労働 五郎	1. 住所が特定被災区域外であった。 ② 保険料の支払が困難である事情について免除の対象となる水準に達しなかった。 3. その他 { }
		1. 住所が特定被災区域外であった。 2. 保険料の支払が困難である事情について免除の対象となる水準に達しなかった。 3. その他 { }
		1. 住所が特定被災区域外であった。 2. 保険料の支払が困難である事情について免除の対象となる水準に達しなかった。 3. その他 { }

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。
- この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。
- ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、決定の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。